# 兵庫県ホッケー協会　入会及び退会に関する規則

（入会）

第１条　兵庫県ホッケー協会（以下、「本会」という。）規約第６条の規定により本会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式１）を兵庫県ホッケー協会長に提出しなければならない。

（退会）

第２条　本会規約第８条の規定により本会を退会しようとする者は、退会届（様式２）を兵庫県ホッケー協会長に提出するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は退会届を提出することなく退会したものとする。

（１）当該者を会員として選出するホッケー競技団体が、新たに他者を会員として選出する入会申込書を提出し、本会理事会において承認されたとき。

（２）本会規約第９条の規定により、除名に至ったとき。

（３）本会規約第１０条の規定により、会員資格を喪失したとき。

（附則）

この規則は、平成２７年　３月２２日より施行する。